平成２３年（フ）第１３２号
福島県会津若松市河東町八田字桜石147番地、前住所福島県耶麻郡猪苗代町字２丁田131番地
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
群馬県邑楽郡大泉町坂田６丁目13番10号　インフィニティⅢ―203号
債務者　吉岡ベルトラメこと　ベルトラーメ　オネーシモ　ヨシオカ
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７７３号
神奈川県平塚市河内140番地の20　シティーハイムエレアノール102号
債務者　櫻庭　正樹
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７８８号
神奈川県伊勢原市板戸436番地
債務者　花見　利惠
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７９４号
神奈川県平塚市東真土１丁目10番58号
債務者　青木　明美（旧姓安倍）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８０９号
神奈川県厚木市中町４丁目８番11号　タミーハイツ206
債務者　花井　季彰
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８１５号
神奈川県秦野市千村３丁目５番10号舛井方
債務者　神田実奈子（旧姓舛井）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８４２号
神奈川県厚木市長谷1286番地１　グレース新毛利台102
債務者　木村　栄子（旧姓伊佐）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８６７号
神奈川県秦野市渋沢上２丁目６番38号　メゾンＫＭ　Ａ―201
債務者　新垣　清一
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４９８号
愛知県稲沢市赤池北町69―２、住民票上の住所愛知県一宮市丹陽町外崎字久古434番地
債務者　森　　藤代
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５００号
愛知県一宮市丹陽町九日市場字上田10番地プラシードＡ102号
債務者　オートペイントブロストこと　織間　貴宏
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５０５号
愛知県一宮市西五城字山方49番地３
債務者　新實　智江
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７７号
京都府京丹後市丹後町徳光531番地
債務者　岡崎　文代
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第９５１号
大阪府貝塚市麻生中1061番地コトブキコーポ203号
債務者　五味　千秋
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９６９号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番33―403号
債務者　渡邊　直敏（旧姓関）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９７３号
大阪府阪南市尾崎町158番地の17
債務者　南　　千春
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９７４号
大阪府和泉市池田下町1630番地の１―102
債務者　立花　和子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係